

# 佐賀県立博物館・美術館報

No.93

佐賀市内1丁目15番23号 TEL 0952(24)3947 FAX 0952(24)8129



竜図鐺 銘「肥前國／忠長」 個人蔵

橋本忠長は本来、刀剣に竜や梵字などを彫り込む刀剣彫物師だが、鐺にも優品が多い。近世の刀匠として有名な忠吉の一族で、初代は天和(1681~1684)ころの人と伝えるが、数代続いたようで、佐賀市の長安寺には明治十七年(1884)没の碑文のある墓が残っている。幕末には佐賀藩からの注文を受けて鉄砲の制作も行った。

忠長の鐺は、鉄地に鑿で図柄を彫るものがほとんどで、金・銀象嵌などによる装飾はほとんどもないため、重厚で力強い印象を与えるものが多い。この鐺の中でも極めて優れた作品で、珠や竜の頭部などは素地より高く、胴体の一部は低いため、非常に立体的であり、わずかに瞳のみ金象嵌を用いているのも効果的である。

## 目次

○竜図鐺 銘「肥前國／忠長」	表紙
○誌上展覧会「在銘肥前の鐺」	P 2
○古代木器の保存処理 (II)	P 3
○関家文書について	P 4~7
○博物館常設展のご案内	P 8

博物館常設展

## 在銘肥前の鐺

会期 平成3年6月7日～7月21日

会場 佐賀県立博物館3号展示室

今回の展示では、長崎で活躍した若芝、光廣など鐺の名工の他、刀匠として有名な忠吉や佐賀藩お抱えの甲冑師の宮田勝貞などの銘のある鐺51枚を展示しています。

在銘作品は総じて出来が良いうえ、その人の作風を知る最もよい手掛かりです。また注意深くみれば、佐賀、唐津、長崎、平戸、須古など地域によって、あるいは鐺専門の鐺工、刀匠、甲冑師など制作者の職種によって作風が異なっており、それぞれの美意識が感じられます。

併せて、鍋島家伝来のものを中心として、在銘の刀、甲冑、火細銃、馬具なども展示しています。



梵字鐺 銘「近江守/忠吉」 個人蔵

忠吉は明治初期まで九代続くが、初代以来、佐賀藩お抱えの刀匠として栄えた。

近江守は、五代と六代の忠吉が名乗るが、この鐺は、吉の「口」の第一画を打上げる特徴から六代忠吉のものと考えられる。

鐺の制作を本業としないだけに象嵌などの細工はしないが、刀剣制作の技術を生かして地鉄を鍛練してあるため、表面は非常に滑らかで、弾くと鐺のような軽やかな音色がする。



竜図鐺 銘「行年七十二歳/肥前住勝貞作」個人蔵

「宮田家系図」によると、宮田家は南都住春田派の流れを汲む甲冑師で、秀吉が肥前名護屋城に在陣した折に姫路から招聘され、その後、鍋島藩のお抱えとなったという。鉄地打出しの技法を得意とする。

五代勝貞は宮田家中興の人と謳われた名工で、藩・日輪文武枚銅具足は佐賀県重要文化財に指定されている。享保十四年(1729)没。

この鐺は甲冑と同じ鉄地打出しの技法でつくられたもので、裏は凹面となっている。



竜図鐺 銘「平戸住/國重(花押)」 個人蔵

平戸の鐺工で、銘振りや作風から二代か三代まで続いたものと考えられており、この作品のように花押を用いるものは二代とされる。初代は寛永(1624～1644)ころ、二代は17世紀後半に活動したと推定されている。この作品もそうであるが、真鍮を地金として多用するのが特徴である。

表でとぎれた竜の胴が、裏面につながる図柄で、竜の腹と火炎には金象嵌を用いている。

## 古代木器の保存処理(II)

### 発掘された木製品の処理

本紙 89号(平成2年6月1日付)で発掘された木製品の「保存処理の必要性」と「木材恒久保存処理機の導入」について紹介した。今回は「保存処理機」に資料の投入を行なう迄の留意点や手須をいくつか述べておきたい。

所謂、乾燥した古代の発掘された木材——スルメ状に乾燥しきったもの、アカ切れ状に半ば乾燥した資料は水に浸しても、P. E. G. 液に浸しても旧の形にもどることはない。とにかく木材の水分を蒸発させないことである。

(1) 発掘調査現場で土器や石器と同様に木製品を露出させている光景を良く見かける風景である。この発掘調査光景に於いては、「木製品を放置している」と理解されても致し方あるまい。木製品は石器や土器と材質が全然異なるのである。発掘調査担当者は「発掘調査現場で木製品をいかに現形保存をなすべきか。」を思考し、意を配らねばなるまい。

要するに、木製品は発掘する前の土中に埋藏された状態に近い環境になるよう所作を加えることである。



① 名札と共に綿布で包む(添木が必要な時)



② 広幅のナイロンテープで結ぶ



③ ポリ袋に入れて巻く



④ セロテープで密封

① 空気中に直接木材を露出させないようにする。

木材を露出させたら短時間の内に速やかに写真撮影、実測等を終了して収納することが望ましい。木製品の調査が中断する際は、資料に水を散布してやりビニール布で覆い、水分の蒸発を防止する。その中断が長い時には、現場の状況から何回かの水分の補給に意を注ぐことであろう。

② 出土した木製品の木材はその組織が破壊されているので現形保存に努める。

木材資料の破壊された細胞部分には水分が

満たされその重量が附加されている。従って通常の木材を扱うつもりで取り上げると大体資料は壊れるものである。細心の注意を払って取り上げが要求される。防湿加工されたベニヤ板等で適当な形の添木を用意する。資料を良く洗浄してから綿布等で包む。この場合綿布を4重から5重位にして資料を保護したい。そして、幅の広いナイロンテープで綿布を固定する。この時、資料に水を充分に含ませる。綿布とも水に浸した方がよい。この時名札に、遺跡名、出土地点、取り上げ年月日等必要事項を記入してテープで固定する。次に、防腐剤を数滴含ませることを忘れないうことである。綿布で保護されたこの資料をポリエチレン袋に入れて、セロテープ等で密封する(外から資料名等が分る様に名札を入れたい)。これらの木材資料は重ねないで適当なコンテナに収納する。この密封された状態が持続する限り2、3年間はこの状態で保存できるのである。

また、木材を裸のまま水槽等に浸すことも実際に行なわれているが、余り好ましいことではない。水槽内において木材資料が流動する際に起こる資料同志が衝突することによって資料の端々に破損が生じるからである。とにかく、ポリ袋密閉方式にしろ、水槽への投入方式にしろいずれにしても、長期間の保存に耐え得るものではない。一刻も早く永久保存処理を行うべきであろう。

### (2) 保存処理の実例

① 綿布等で保護された木材資料を取り出し丁寧に水洗いを済ます。木材資料の現状を写真撮影を行う。簡単な実測をする。丹念な作業をすると資料に損傷を与えてしまう危険性があるので最小限の実測にとどめるのが良いだろう。また、資料の特徴や損傷の程度等を書き留めておくことも大切である。折れたり割れたりした資料は別々に梱包することが望ましい。

さて、発掘調査現場で作られた名札の記載事項を改めて書き直しが必要である。新しい名前札は、コーティングすることが必要である。資料は1ヶ年から3ヶ年の間P. E. G. タンクに浸されるので文字が消えてしまう恐れがあるからである。これでは、資料の価値を失ってしまう場合がある。コーティングが出来ない場合は英知を生かして対処したい。例えば、セルロイドのカードを作り、切り込みの入れ方によって表示するとか。各々の資料はそれぞれ添木を準備して、前述の如く綿布等で梱包する。名札と一緒に梱包してしまった方がよい。

当館専門員 木下 巧



文書 2

鍋島直澄手頭 (関将監あて)

一、我等召仕候者共 萬端不行儀ニ候て見懸可惡  
と存候条 為其方割敷申付可然候 其上ニ而  
少も緩之者於有之は 則生咎可申付候事

一、無用之費 可相改事

一、我等諸用之儀 身ニ懸候て氣遣深ク候之儀迄  
相問目候は 然、無之候条 兼而之申付 可為  
肝要事。

一、我等傍中仕置之儀 罰を以 可使為賞事

一、諸事至其時は わきまへかたき物ニ候間 前  
を以之相談可為肝要事

右之條ニ守其旨 割敷可申付者也

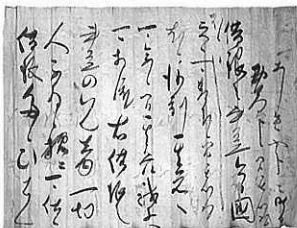
子

八月四日

直澄 (花押)

関 将 監

注 直澄 (前出)



文書 3

鍋島元茂書状 関将監あて

一書啓候 然者此方無相替儀 殊右兵衛別ニ息  
災ニ盛仁候間 心安可被存候 隨ニ今候之血望ニ

存候条 信州様へ被申上 於御分別ハ御進上物ニ  
被成候皿ニ焼手ニ被仰付候様ニ存候候 望ハ  
一 せいじの皿 式十

一 高麗皿之手四十 内、式十ハなりをかへ候て

一 高ちよくのこのわた皿 式十

右、何も信州様御意次第ニ都合八十之皿被仰付  
被下候様ニ被申上可給候、御無心ニ可被思召上候  
へ共しかと右之分ニ被成御分別候様ニ頼存候 謹  
言

紀伊守

八月廿一日 元茂 花押

関 将 監殿

まいる。

注 元茂 初代小城藩主鍋島元茂 (1602~1654)

右兵衛 (勝茂の子、元茂の弟 直義?)

信州様 (鍋島勝茂)

盛仁 — 成人

せいじ — 青磁

高ちよく — 高猪口

文書 4

鍋島勝茂自筆書状 関平兵衛あて

借銀之書立、今日国元へ可差下候間、其心得尤  
候 後刻其元へ可參候間 其上に我等へ可相渡候  
右借銀之書立のいんすふ一切人存候様ニ可仕候  
借銀多くひはんあしきやうニ昨日勘右衛門尉申候  
へハ 其心得尤候 以上

信

平兵衛、まいる

日附はないが、端裏に信 (信濃守勝茂) より平兵  
衛 (清武) にあてたものである。寛永十三年 (一六  
三六) に平兵衛の父清長 (将監) が没しているの  
でそれ以後のことであろう。藩の借銀について勝茂が  
氣遣っている様子や関家が勝茂の側近として財政に  
深くかかわっていたことがうかがえる。勝茂は江戸  
参勤中であつた。

注 いんすふ — 員数

文書 5

鍋島勝茂直筆書状 関将監あて

氣相いか候や、無油断養生尤候 仍先日方申  
付候仕直之之色ニ書物 今月中不残出来候やうニ  
急可申候 別ニ直書なをし候物多候間 其心得可

申候。不計儀も候へん間申入候 以上  
七月十五日

関 将

注 氣相 — 氣分

勝茂が藩法（鳥の子帳）を作成するときのもの  
かと思われる。



文書 6

松浦肥前守書状 関平兵衛あて

我等爰許就到着 御入来欣然之至候 為謝礼如  
此候 以上

四月廿五日 松 肥前守

関平兵衛殿

文書 7

鍋島治茂知行宛行状 関儀左衛門あて

其方扶持米、今度為加増地方召成 杵島郡下田  
野上村之内 地米拾八石申付之訖 前知高三百八  
石四斗壹升之事 全可所務者也。

安永二年五月朔日 治茂（黒印）

関 儀左衛門

注 治茂 第八代藩主鍋島治茂（1745～1805）

関儀左衛門 — 清方



文書 8

鍋島治茂知行宛行状 関儀左衛門あて

為加増 杵島郡下田野上村之内 地米拾石申付候  
訖 前知合高三百三拾三石四斗壹升之事 全可所  
務者也

安永五年九月十一日 治茂 黒印

関儀左衛門

文書 9

安永六年白石南郷下田野上村、関博之允御加増  
地引渡目安

一田方 壹町八畝廿五步半  
米八石四斗七升六合

一屋敷 九畝拾九步半  
米四斗八升貳合

一嶋方 三段壹畝拾八步  
米壹石四升貳合

合田壹町五段三歩

地米拾石

内

田数屯畝 田方年々否  
米七升三合

以上

西七月 江副幸八 印  
喜多又三郎 印  
塚原仙左衛門 印



文書10

鍋島齋直知行宛行状 関瀧口あて

其方加米之内 今度為加増 地方=召成神埼郡  
大鶴村之内 地米拾五石養父郡立石村之内 地米  
拾五石都<sub>前</sub>現米三拾石申付之訖 前知合高三百三  
拾八石四斗老升之事 全可令所務者也。

文政九年五月朔日 齋直 黒印

関 瀧口

注 齋直 第九代佐賀藩主鍋島齋直(1780~1839)  
関 瀧口——英清

以上の文書について紹介したが、さらに付記すれば、文書1において寛永十二年(1635)において関将監は勝茂の側近として重要な立場にあり、勝茂の子 鍋島直澄(運池初代藩主)が部屋住の身であるのを世話役であったということがわかる。文書2ではその直澄が自分の召使用者達のことや、出費のこと、重要なことの相談などについて将監に指示している。文書3については、小城藩創出前の鍋島元茂が父勝茂に相談をして献上物として青磁、高麗皿、高猪口のこのわた皿など八十枚を焼かせる許可を将監に依頼している。寛永期(将監は寛永十三年没)という比較的早い時期での焼物の記録であり、将監

の勝茂側近としての発言力の大きさをうかがえるものである。文書4についても勝茂が借銀について指示したもので機密に通じていたことがわかる。文書5については勝茂は「気分はどうか」と将監に気遣いをみせる一方で勝茂の手で確立した藩法(鳥ノ子帳)の整備に協力させていたことがわかる。「葉隠」の中にも勝茂が藩法を整備して藩政の基礎を確立したことに関して「御一生



は<sub>こ</sub>反古の内に御座なされて 御仕立なされ候」とその労苦を偲んでいるが、その側に関将監がかかっていたのである。文書6は平戸藩主松浦鎮信(五代)の書状で大名同志の実際において取次の役目をしていただのであろう。文書7と8は関儀左衛門門に対する加増の知行宛行状(あてがいじょう)である。文書9は加増の知行宛行状を具体的に記したもので、宛行状とセットになっているものである。文書10は鍋島直正の父 齋直が関瀧口にあてたもので知行高は三百三拾八石となっている。

副館長 小宮 睦之

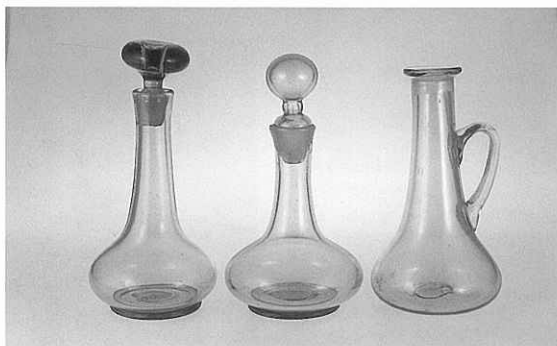
## 佐賀硝子と山水画

7月26日～9月16日

夏を涼やかに過ごしていただくために、硝子と山水図の展覧会を企画しました。

佐賀硝子は江戸時代の安政年間に佐賀藩精煉方で製造が始められましたが、廃藩置県後も鍋島家の経営で盛業、明治十二年には工部省品川工作局で英国式硝子製造法を学ぶなど最新の技術を導入しています。今回紹介するのは、明治二十四年（一説に二十七年）精煉合資会社として鍋島家の経営を引継いだ青木家ご所蔵の硝子の数々です。

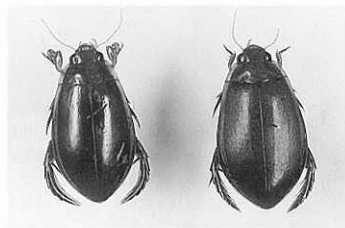
山水画の出品予定作品は、谷文晁の山水図や伝雲谷等顔筆の山水図屏風などです。



## 子供のための自然史展 — 佐賀県の水棲甲虫類 —

7月23日～9月1日

水棲の昆虫には、ゲンゴロウやガムシ・タガメやコオイムシなどがありますが、農業や生活排水による河川の汚染、都市化による池や沼の埋め立て、河川改修による自然河岸の破壊などによって、昔はどこにでもいたものがほとんど見られなくなりました。今回は水棲昆虫のうちから、佐賀県で採集されている水棲の甲虫類5科40種を展示解説します。



ゲンゴロウ

佐賀県立博物館・美術館報 第93号

平成3年7月1日発行

編集発行 佐賀県立博物館・佐賀県立美術館

〒840 佐賀市城内1-15-23 ☎0952・24・3947 ☎0952・24・8129

印刷 (株)大同印刷